

労働者災害補償保険制度の概要

1 理念・目的

労働者災害補償保険制度は、制度の発足以降、通勤災害保護制度、介護補償給付、二次健康診断等給付の創設等の改正を行っているが、基本的には労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を保険によって担保するものである。

労災保険の目的は、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 適用

適用事業

原則として、労働者を使用するすべての事業に強制的に適用される。

適用労働者

職種の種類を問わず、適用事業に使用される労働者で、賃金を支払われるものをいう。

なお、国家公務員、地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）及び船員は労災保険の適用除外となっている。

（参考）

イ 適用事業場数 約 263 万事業場（平成 16 年度末）

ロ 適用労働者数 約 4,855 万人（平成 16 年度末）

3 保険給付

別紙のとおり。

労災保険の適用労働者が、業務中又は通勤中において、犯罪被害に遭い負傷等した場合に、それが業務の事由又は通勤によるものと認められる場合には、労災保険の対象となる。

4 他の社会保険給付との調整

労災保険の年金と厚生年金保険等の年金とが同一の事由について併給される場合には、労災保険の年金の額は、政令で定める率により減額される。

休業（補償）給付と厚生年金保険等の年金が同一の事由について併給される場合も同様である。

5 労災保険と民事損害賠償との調整

(1) 事業主責任災害の場合（労災事故につき、事業主に民事賠償の責任ある場合）

同一の労働災害によって生じた損害について、労災保険給付と事業主から民事損害賠償との両者を受けることができる場合には、この両者の間の調整が行われる。

(2) 第三者行為災害の場合（労働者が第三者の不法行為によって業務災害又は通勤災害を被った場合）

イ 同一の損害について損害賠償が保険給付より先に支払われたときは、その賠償額の限度で保険給付が減額される。

ロ 保険給付が損害賠償より先に行われたときは、政府は、その給付の価額の限度で受給者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者に対して求償する。

6 労働福祉事業

適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労災就学等援護費の支給等を行っている。

7 費用の負担

労災保険の事業に要する費用は、事業主が負担する労災保険料によってまかなわれている（一部国庫補助）。

なお、労災保険率は、事業主間の負担の公平を期するため事業の種類ごとに災害率等に応じて3年に1度見直し定められている（1000分の4.5～1000分の118）。

8 支給実績

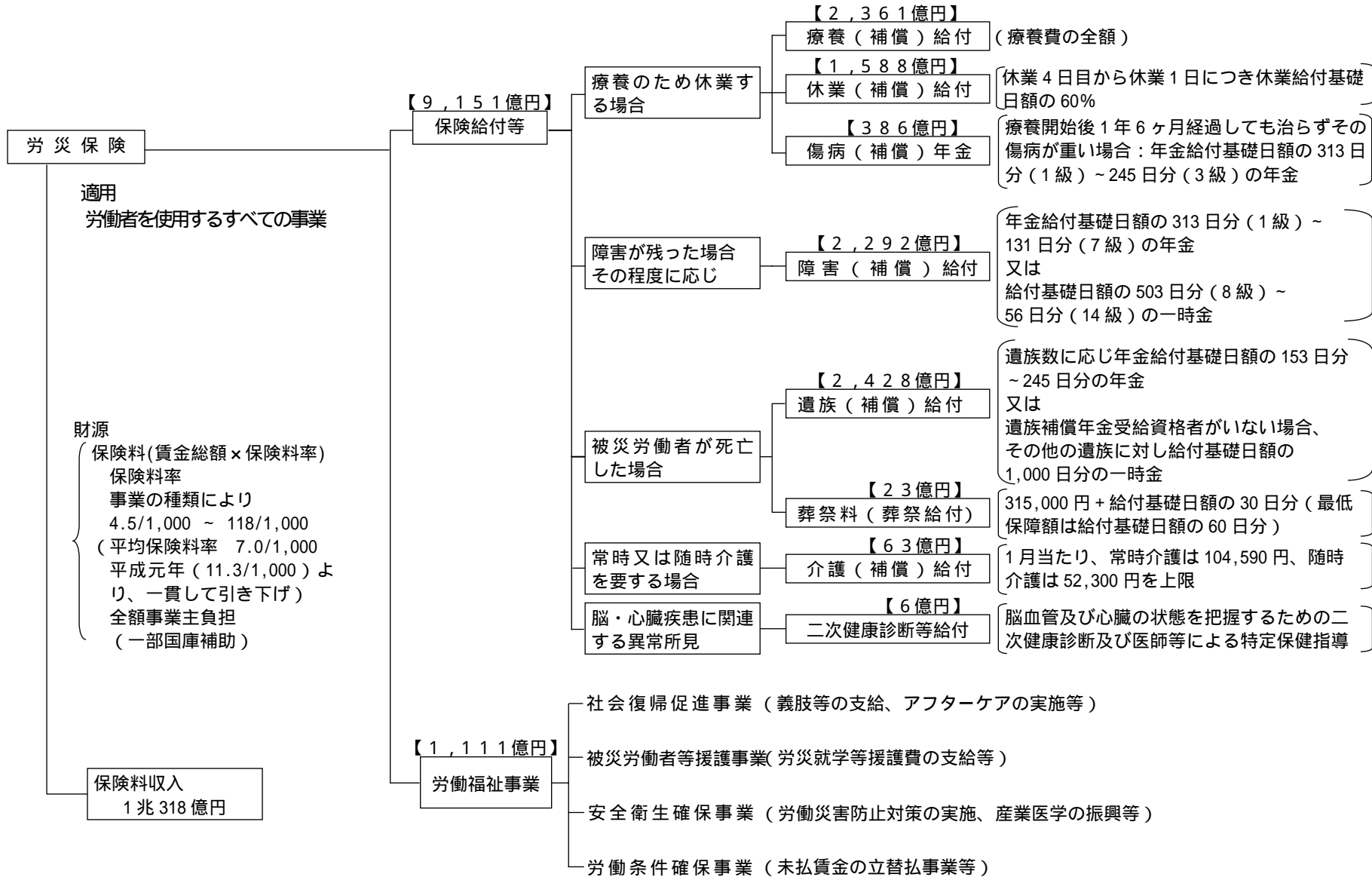
新規受給者数：603,484人（平成16年度）

保険給付支払額：777,261,231千円（平成16年度）

9 最近の動き

通勤災害保護制度について、複数就業者の事業場間の移動中の災害と単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動中の災害を通勤災害の保護の対象とした。

労働者災害補償保険制度の概要（平成18年度予算）



労災保険給付一覧

「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るもの。

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき)。	必要な療養の給付	
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき)。	必要な療養費の全額	
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害 (補償) 給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族 (補償) 給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額) (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき。	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,590円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が56,710円を下回る場合は56,710円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,300円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,360円を下回る場合は28,360円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1) 二次健康診断 1年度内に1回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断1回につき1回に限る。	

注1) 表中の金額等は平成18年4月1日現在。

注2) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額4,080円 平成17年8月1日より）である。

注3) 算定基礎日額とは、ボーナス等特別給与の一定額を365で除した額である。

遺族補償年金・遺族補償一時金の受給要件

遺族補償年金	遺族補償一時金
<p>労働者が業務上の事由により死亡した場合、その労働者の収入によって生計を維持されていた次の遺族であって、先順位者の遺族に支給される(労災法第 16 条の 2)</p> <p>妻又は60歳以上若しくは厚生労働省令で定める障害の状態にある夫</p> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は厚生労働省令で定める障害の状態にある子</p> <p>60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にある父母</p> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫又は厚生労働省令で定める障害の状態にある孫</p> <p>60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にある祖父母</p> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹又は60歳以上若しくは厚生労働省令で定める障害の状態にある兄弟姉妹</p> <p>55歳以上60歳未満の夫</p> <p>55歳以上60歳未満の父母</p> <p>55歳以上60歳未満の祖父母</p> <p>55歳以上60歳未満の兄弟姉妹</p> <p>なお、 から の者については、その者が60歳に達するまでは年金の支給は停止される。</p>	<p>労働者が業務上の事由により死亡した場合、死亡時に遺族補償年金を受ける遺族がないが、次のような遺族がいるとき、又は遺族補償年金の受給権者が失権他に年金の受給資格者がなく、かつ、すでに支給された年金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に達しない場合であって、次のような遺族がいるときに、その最順位者に支給される(労災法第 16 条の 6)</p> <p>配偶者</p> <p>労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母</p> <p>その他の子、父母、孫及び祖父母</p> <p>兄弟姉妹</p>

通勤災害の場合に支給される遺族年金、遺族一時金についても同様である。

労働者災害補償保険制度の沿革

昭和22年：労働基準法と同時に制定

- * 労働基準法第8章「災害補償」において、業務上災害についての事業主の無過失賠償責任の理念が確立。事業主の一時的補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するため、同時に労働者災害補償保険法が制定された。

昭和40年：給付の本格年金化

- * 長期療養を要する傷病（けい肺、外傷性せき髄障害等）や重度の身体障害を存する者に対し必要な補償を行うため昭和35年に長期補償の導入が行われたが、長期補償は部分的なものであった。このため、昭和40年に保険給付の本格的な年金化を中心とする全般的な給付改善等を内容とする労災保険審議会の答申を踏まえ、労働者災害補償保険法の一部改正を行った。主な改正の内容は以下のとおり。
 - ・障害補償給付は、障害等級第一級から第七級までのものは年金、第八級以下のものは一時金とされた。
 - ・遺族補償給付は、年金を原則とし、年金を受けるべき遺族がないときに一時金が支給されることとされた。
 - ・長期傷病補償給付は、労働者の傷病が療養開始後3年を経過しても治らない場合に、療養補償給付及び休業補償給付に代えて行うこととされた。

昭和47年：全面適用

- * 従来、一定規模以上の事業に限定してきた労災保険の適用を、原則全面適用とした。これにより、労働者を使用するすべての事業は当然に労災保険に加入しなければならないこととなった。

昭和48年：通勤災害保護制度の創設

- * 企業の都市集中、住宅立地の遠隔化等により通勤難が深刻化しており、通勤途上災害が増加していること、通勤が労務を提供するために必要不可欠な行為であり、単なる私的行為とは異なること、通勤途上災害は社会全体の立場からみると、産業の発展、通勤の遠距離化等のためにある程度不可避免的に生じる社会的危険となっており労働者の私生活上の損失として放置されるべきものではなく、何らかの社会的な保護制度の創設によって対処すべき性格のものであることから、通勤災害保護制度を創設し、通勤災害について、業務災害の場合と同様の保険給付を行うこととした。

平成7年：介護（補償）給付の創設

- * 我が国社会における人口の高齢化、核家族化、女性の就業率向上等の構造変化により、重度被災労働者が家庭で十分な介護を受けることが一層困難になっていること等から、労働災害による介護損害の補填をすべく、介護（補償）給付が創設された。

平成12年：二次健康診断等給付の創設

- * 脳血管疾患、心臓疾患を発症し突然死する「過労死」等事案が増加傾向にあることに鑑み、労働安全衛生法の規定に基づく直近の定期健康診断等において、脳血管疾患又は心臓疾患に関連する一定の項目について異常所見があると診断された労働者に対して保険給付として二次健康診断と特定保健指導を支給することとした。